（公表用資料）

職 員 の 処 分 に つ い て

1　被処分者	所　　属	高等学校（東信地区）
	職　　位	教諭
	氏　　名	宗倉　祐
	年齢及び性別	31 歳　　男性
2　処分内容	免職	
3　処分時期	令和６年 12 月 16 日	
4　処分事由	被処分者は、令和５年１月から令和５年４月にかけて複数回、18 歳未満の者１名に対し、児童生徒性暴力等を行った。 令和６年７月 16 日(火)児童福祉法違反の疑いで逮捕。同年 11 月 13 日(水)に長野地方裁判所上田支部で初公判が行われ、罪を認め即日結審。同年 12 月２日(月)に懲役３年（執行猶予５年）の判決を受けた。 このような行為は、生徒を指導し、模範的立場にあるべき教育公務員としてあってはならない行為であって、教育公務員に対する信用を著しく失墜させるものである。また、全県あげて教職員による非違行為の根絶に向けて取り組んでいる中で、当該校のみならず教育現場に及ぼす影響は極めて大きなものがあり、教育への信頼を失墜させた社会的責任は極めて大きい。 【懲戒処分等の指針における該当標準例】 「第３　１児童生徒性暴力等　の定義にある行為のいずれか」	
5　備　　考		

令和６年 12 月 16 日
高校教育課　清水　柳沢
電　話：026-232-0111（代表）　内線 4364
　　：026-235-7430（直通）
F A X ：026-235-7488
E-mail：koko@pref.nagano.lg.jp